令和５年第４回４月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和５年４月７日(金)　午後３時54分から午後４時42 分
2. 開催場所　　つがる市生涯学習交流センター「松の館」交流ホール
3. 出席委員数　 35 人中、33 人出席
4. 出席委員名

1.田戸岡　誠　2.古坂　勇樹　3.太田　善造　4.三橋　衛　5.工藤　育江
6.野宮富喜子　7.笠井　正己　8.新岡　亮　9.吉田　秀美　11.葛西　勝久
12.秋田谷廣次　13.工藤しのぶ　14.成田　金春　15.杉森　広宣　16.今　輝義
17.鎌田　誠　18.福井　清光　20.三橋　弘　21.斉藤　鉄男　22.成田　清繁
23.長谷川一幸　24.工藤　恒實　25.長谷川秀樹　26.小山内　壽　27.藤本　正彦
28.工藤　正樹　29.稲葉　武彦　30.福井二三夫　31.工藤　宰　32.横山　治彦
33.山本　康樹　34.神　文敏　36.浅見　春樹　計 33 人

5. 欠席委員名　10.菊池　昭二　35.羽場　晃　計２人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第　５号　専決処分の報告について
報告第　６号　令和５年度最適化活動の目標の設定等について
報告第　７号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第　８号　公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について
議案第２３号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２４号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２５号　農地法第４条第１項に規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第２６号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第２７号　農地に該当するか否かの判断について
議案第２８号　農用地利用集積計画の決定について
議案第２９号　農用地利用集積計画の決定について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局　長：竹内攻規　係　長：村田龍治　主　幹：成田圭吾　主　査：小笠原瞳
主　事：對馬拓朗　主　事：一戸想永　専門員：吉田真也　計７人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和５年第４回(４月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
いよいよ、農作業も本番に近づいてきております。農作業を始める前に、事故、怪我等、増えておりますので機械の点検等、十分に行うようお願いします。それと、本日、総会終了後、交流会がございますので、参加される方は遅れないようお願いします。
さて、本日は４月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）
それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議　長(藤本正彦会長)
ただいまの出席委員は、３５名中３３名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議　長（藤本正彦会長）
これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。
「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議　長(藤本正彦会長)
ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には20番三橋弘委員、23番長谷川一幸委員を指名致します。
次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議　長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。
それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第　５号　　専決処分の報告について
報告第　６号　　令和５年度最適化活動の目標の設定等について
報告第　７号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第　８号　　公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について

議案第２３号　　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２４号　　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第２５号　　農地法第４条第１項に規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第２６号　　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第２７号　　農地に該当するか否かの判断について
議案第２８号　　農用地利用集積計画の決定について
議案第２９号　　農用地利用集積計画の決定について

以上、報告４件、議案７件、計 11 件を上程致します。

議　長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第５号専決処分の報告について」、「報告第６号令和５年度最適化活動の目標の設定等について」、「報告第７号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」、「報告第８号公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」以上４件を事務局から報告させます。

事務局報告（村田総括主幹）

１ページをお開き下さい。報告第５号について説明いたします。

つがる市農業委員会規則第７条の規定に基づき農業委員会事務局職員の任免について別紙のとおり専決処分したので報告する。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

処分理由は、令和５年３月 31 日及び令和５年４月１日付けで専決処分したので報告するものであります。２ページをお願いいたします。この度の人事異動により事務局職員が異動となりましたので報告いたします。

まず、出向となる職員ですが、工藤正輝が 教育委員会教育部教育総務課長補佐兼総務係長兼学校施設係長として、吉田純也が健康福祉部保護課主事として出向となりました。次に出向により任命となる職員ですが、事務局主事に對馬拓朗、新採用の事務局主事に一戸想永が事務局職員となり、私、村田が事務局内異動となりました。

また、任期更新となる再任用職員として渋谷正彦専門員、吉田真也専門員、新規の再任用職員として木村浩幸が事務局職員となっております。

ここで、新任の職員より挨拶がございます。

（對馬主事、一戸主事、木村専門員の３名が挨拶する）

それでは、３ページをお開き願います。報告第６号について説明致します。

令和５年度最適化活動の目標の設定等について令和５年度最適化活動の目標を設定したので報告します。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、最適化活動の目標を設定したので報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。５ページをお開きください。令和５年度の「最適化活動の目標」にな

っております。（１）農地の集積。①現状及び課題では、管内の農地面積 14,300ha、これまでの集積面積が 12,961ha で、集積率は 90.6%となっています。②目標ですが今年度末の集積面積 13,084ha、集積率 91.5%を目標とします。（２）遊休農地の解消。①現状及び課題ですが、現状、1 号遊休農地面積が 6.0ha となっており、②目標として緑区分の遊休農地を 1.2ha 解消を目標としてございます。目標達成のため、委員の皆様には農地パトロールのご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが報告第６号の説明を終わらせていただきます。

事務局報告（吉田専門員）

それでは、７ページをお開きください。

報告第７号について説明いたします。「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第６８条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第７号は、７ページ、番号５９番から１６ページの番号７８番までの２０件です。解約は田が２０件で面積は１８７，６９３㎡です。解約の理由はすべて合意による解約となっております。

続いて、１７ページ、報告第８号について説明いたします。「公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

１７ページの番号４番は、２月２０日の屏風山土地改良区の公売入札に参加するため申請し、２月の総会において買受適格者の証明がされたものです。また、番号５番と９０１番は、３月７日の西津軽土地改良区の公売入札に参加するため申請し、３月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、番号４番は３月１０日に、番号５番と９０１番は３月１４日に農地法第３条許可書を交付しました。

以上で報告を終わります。

議　長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議　長（藤本正彦会長）

次に、「議案第２３号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

説明に入る前に、１点訂正があります。２３ページ、番号１０５番の木造大湯町清水８８番６８ですが審議しないこととなりました。ご了承ください。

それでは、１８ページをお開きください。議案第２３号について説明いたします。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和５

年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。
議案第２３号は、１８ページの９２番から２９ページの１２０番までの２９件です。
内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が１２件で、田が８８，４３６㎡、畑が３，７２１㎡、「一般の売買」が２件で、畑が７，１１９㎡、「贈与」が１２件で、田が３１，８９８㎡、畑が６，２８７㎡、農地の「交換」が２８ページ１１８番と１１９番の１組２件となっております。
また、使用貸借権設定が１件で、樹園地が１，０８２㎡です。全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから１０ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。
次に、売買価格について説明いたします。１８ページ、９２番の田は総額２００万円、１０a当り約２２万６千円、９３番の畑は総額２０万円、１０a当り約５万４千円、９４番の田は１０a当り２０万円、１９ページ、９５番と９６番の田は１０a当り２５万円、１９ページから２０ページにかけての９７番の田は１０a当り２０万円、２０ページ、９８番と９９番、そして２１ページ１００番の田は１０a当り２８万円、２１ページ、１０１番の田は１０a当り２５万円、１０２番の田は、１０a当り３０万円、２２ページ、１０３番の田は総額２７６万３千円、１０a当り約１９万７千円、１０４番の畑は総額６０万円、１０a当り約１１万円、２３ページ、１０５番の畑は総額１万円、１０a当り約６千円となっております。
以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第２３号の質疑を終結致します。これより、議案第２３号を採決致します。おはかり致します。議案第２３号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第２３号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議　長（藤本正彦会長）
次に、「議案第２４号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、２番古坂勇樹委員、２９番稲葉武彦委員、３６番浅見春樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（２番古坂勇樹委員、２９番稲葉武彦委員、３６番浅見春樹委員が退席）

事務局説明（吉田専門員）

それでは、３０ページをお開きください。議案第２４号について説明いたします。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第２４号は、３０ページ９０７番と９０８番、３１ページの９０９番の３件です。所有権移転の「あっせんによる売買」が１件で、田が１２，７７０㎡、「贈与」が２件で、田が１，０５０㎡、畑が９６㎡です。別添の農地法第３条調査書１１ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。３０ページ、９０７番の田は総額４００万円、１０a当り約３１万３千円となっております。

以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２４号の質疑を終結致します。これより、議案第２４号を採決致します。おはかり致します。議案第２４号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２４号は、原案のとおり許可することに決定致しました。２番古坂勇樹委員、２９番稲葉武彦委員、３６番浅見春樹委員、入室願います。

（２番古坂勇樹委員、２９番稲葉武彦委員、３６番浅見春樹委員が入室し着席）

議　長（藤本正彦会長）

次に、「議案第２５号農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

３２ページをお開きください。議案第２５号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第４条第２項の規定により、下記のとおり

許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

番号２の申請地は、稲垣町吉出の田１筆で面積が４７８㎡です。住宅を新築するための申請で、始末書が添付されております。今般、住宅のリフォームを行う予定で登記地目を調査したところ、昭和４６年に父が敷地を十分調査しないまま建物を新築し現在まで使用していたことは、農地法に関して知識不足であるとはいえ、農地法に違反した行為であり誠に申し訳ないと深く反省しておりますとのことでした。周辺は農地や宅地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。

以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。１３番工藤しのぶ委員、報告をお願い致します。

（１３番工藤しのぶ委員、報告）

本日午前１０時００分より、「３２」番「横山」委員と私「１３」番 「工藤」、 事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。

番号２番の申請の場所は、つがる市北消防署稲垣分遣所より南東に約１ｋｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

議　長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２５号の質疑を終結致します。これより、議案第２５号を採決致します。おはかり致します。議案第２５号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２５号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議　長（藤本正彦会長）

次に、「議案第２６号農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

３３ページをお開きください。

議案第２６号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

番号８番の申請地は、木造館岡上沢辺の畑２筆で面積が２，１４１㎡です。既設風力内部の機材交換のための仮設工事用地として利用するための借受人による１年間の賃貸借権設定の一時転用です。周辺は農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。

以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。１３番工藤しのぶ委員、報告をお願い致します。

（１３番工藤しのぶ委員、報告）

現地確認の報告をいたします。本日午前１０時３０分より、「３２」番「横山」委員と私「１３」番 「工藤」、 事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。

番号８番の申請の場所は、木造館岡の共同開発より北西に約１．１ｋｍに位置し、周辺は農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

議　長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２６号の質疑を終結致します。これより、議案第２６号を採決致します。おはかり致します。議案第２６号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２６号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議　長（藤本正彦会長）

次に、「議案第２７号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

３４ページをご覧ください。議案第２７号農地に該当するか否かの判断について。
耕作放棄地に係る農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。
３５、３６ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。みなさまのお手元に、現地調査報告書を配布しています。地区ごとに農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。
内訳としましては、木造地区、畑が１筆で面積が３１６㎡、田が２筆で面積が３０３㎡です。次に３６ページの森田地区、畑が１筆で面積が６，０９３㎡、となっており、本日の総会で非農地と判断された場合には、来月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。
以上で説明を終わります。

事務局説明（吉田専門員）
説明が終わりました。農業委員６名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって議案第２７号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議　長（藤本正彦会長）
次に、「議案第２８号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)
それでは３７ページをお開きください。議案第２８号について説明いたします。
「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。
議案第２８号は、３７ページ 番号１７番から、７７ページ 番号２１１番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が１件、面積が合計５，５７０㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が５１件、面積が合計６９３，５９５㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が１件、面積が５４，２２１㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が１１件、畑が３件、面積が合計１６０，７７１㎡です。
議案第２８号の合計としまして、田が合計６４件、畑が３件、合計６７件、面積が合計９１４，１５７㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が２件ありますので、番号で数えると６５件になります。それでは、売買価格について説明致します。３７ページをお開

きください。３７ページ　番号１７番の田は、１０a当り　３０万円です。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２８号の質疑を終結致します。これより、議案第２８号を採決致します。おはかり致します。議案第２８号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２８号は、原案のとおり決定致しました。

議　長（藤本正彦会長）

次に、「議案第２９号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、６番工藤育江委員、１２番秋田谷廣次委員、が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（６番　工藤育江委員、１２番　秋田谷廣次委員が退席）

議　長（藤本正彦会長）

それでは、議案第２９号について説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは７８ページをお開きください。議案第２９号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和５年４月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第２９号は、７８ページ番号９０１番から、８０ページ番号９０８番までです。

内訳ですが、「公社からの売買」で、田が２件、面積が合計２８，４１８㎡です。

次に、「再設定の賃貸借」で、田が１件、面積が合計１，２９８㎡です。議案第２９号の合計としまして、田が３件、面積が合計２９，７１６㎡です。それでは、売買価格について説明致します。７８ページをお開きください。７８ページから７９ページ

にかけての、番号９０１番の田は、１０a当り２５万円です。次に、７９ページ番号９０２番の田は、１０a当り２５万円です。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議　長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２９号の質疑を終結致します。これより、議案第２９号を採決致します。おはかり致します。議案第２９号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議　長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２９号は、原案のとおり決定致しました。

６番工藤育江委員、１２番秋田谷廣次委員、入室願います。

（６番工藤育江委員、１２番秋田谷廣次委員が入室し着席）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について　（竹内事務局長）

１）日　時　　令和５年５月１０日(水)　　午後４時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２）日　時　　令和５年６月２日(金)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２．事務連絡

１）令和５年度 つがる市農業委員会新年度交流会について（村田総括主幹）
２）令和５年度 つがる市農業委員会視察研修について　（村田総括主幹）
３）令和４年度農地事務処理状況について（成田主幹）
４）農用地のあっせんのお願いについて（成田主幹）

議　長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件に

ついて、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議　長（藤本正彦会長）
以上をもって、「令和５年第４回（４月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。